

## 令和2・3年度入札参加資格審査の改正について

### 1 建設工事における令和2・3年度入札参加資格審査主観的評価項目の改正

	平成30・31年度	令和2・3年度
ア 工事成績評点（算定式）	最大 101.34点	—
イ 工事件数評点（算定式）	（H30業種別最大値）	—
ウ 優良建設業者表彰評点（1件につき10点）	最大 60点	—
エ 障害者雇用評点	最大 10点	—
オ 地域貢献評点	最大 10点	最大 25点に改正
カ 指名停止状況評点（H30最低値）	最大 0点 最低 -230点	— —
キ 防災活動評点	最大 10点	最大 15点に改正
ク こども安全協力の家委嘱状況評点	最大 10点	—
ケ 保有技術者状況評点	最大 30点	—
コ インターンシップ受入れ実施評点	最大 5点	—
サ 消防団員登録状況評点	最大 20点	—
シ 安全対策取組み状況評点	最大 20点	最大 20点
ス ワーク・ライフ・バランス等推進状況評点	最大 40点	最大 40点
セ 若手技術者雇用状況評点	最大 10点	—
ソ 永年勤続従業員評点	最大 10点	—
タ 再犯の防止等への取組み状況評点	—	最大 10点（新規）
		30点増加

令和2・3年度入札参加資格審査では、オ 地域貢献評点、キ 防災活動評点、シ 安全対策取組み状況評点、ス ワーク・ライフ・バランス等推進状況評点を改正し、タ 再犯の防止等への取組み状況評点を追加します。

(改正項目)

オ 地域貢献評点

→ 地域貢献活動を1回行う毎に加点対象とすると共に、ネーミングライツスポンサー企業も加点対象に改正。

入札参加資格審査の申請に係る必要書類を提出する日の属する年度における1月1日(随時申請の場合は、本申請を行う日の属する月の1日)の前日までの2年間に、法人として、前橋市内における地域づくり推進事業等のボランティア、環境保全、地域の評価を得ている建設事業に関する文化活動を行った場合は、1年間に複数回行った場合に限り、1回活動を行う毎に5点とする。ただし、当該合計点が20点を超える場合は20点とする。

さらに、前橋市と「ネーミングライツスポンサー企業」として契約している者については5点とする。

キ 防災活動評点

→ 災害時における応急対策活動に関する協定と前橋市防災協力事業所登録について、それぞれ加点対象に改正。

入札参加資格審査の申請に係る必要書類を提出する日の属する年度における1月1日(随時申請の場合は、本申請を行う日の属する月の1日)の前日までの2年間で前橋市における緊急工事等の実績がある者は5点とする。

さらに、前橋市と「災害時における応急対策活動に関する協定」を締結している者については5点、前橋市防災協力事業所登録をしている者については5点とする。

シ 安全対策取組み状況評点

→ 労働安全衛生マネジメントシステムの加点対象にISO45001を追加。

安全対策への取り組みとして、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)認定又は労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18000シリーズ・ISO45001)認定を受けている場合は20点とし、建設業労働災害防止協会(以下このシにおいて「建災防」という。)に加入している場合は10点、建災防等が実施する技能講習又は安全衛生教育を入札参加資格審査の申請に係る必要書類を提出する日の属する年度における1月1日(随時申請の場合は、本申請を行う日の属する月の1日)の前日までの2年間で受講している場

合は5点とする。ただし、複数該当がある場合、最も高い点数のものを加点対象とする。

ス ワーク・ライフ・バランス等推進状況評点

→ 積極的に従業員及び家族の健康診査受診促進などの健康づくりに取り組んでいる企業（まえばしウエルネス企業）を加点対象に追加。

・女性活躍推進法、次世代法、群馬県が運営する「いきいきGカンパニー認証制度」を受けている場合、別表に定めた点数のうちいずれか最も高い点数を加点する。

・若者雇用促進法に基づく認定を受けている場合20点とする。

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に沿った制度を就業規則（作成義務のない者は独自のもの）に定め、入札参加資格審査の申請に係る必要書類を提出する日の属する年度における1月1日（随時申請の場合は、本申請を行う日の属する月の1日）の前日までの2年間で活用実績のある者は10点とする。

・まえばしウエルネス企業として登録している者については5点とする。

上記の当該合計点数が40点を超える場合は、40点とする。

別表

評価項目	認定区分		配点案
ワーク・ライフ・バランス等の推進状況	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	行動計画	10点
		1段階目	15点
		2段階目	20点
		3段階目	25点
	次世代法に基づく認定（くるみん、プラチナくるみん認定企業）	くるみん	15点
		プラチナ	20点
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		20点
	いきいきGカンパニー認証制度	ベーシック	5点
		ゴールド	10点
	育児・介護休業法に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め制度を活用している		10点
まえばしウエルネス企業登録		5点	

(新規追加項目)

タ 再犯の防止等への取組み状況評点

→ 再犯の防止等の推進に関する法律に則して、協力雇用主登録している者を新たに加点の対象として追加します。

前橋保護観察所に協力雇用主として登録している者は5点とする。さらに、入札参加資格審査の申請に係る必要書類を提出する日の属する年度における1月1日（随時申請の場合は、本申請を行う日の属する月の1日）の前日までの2年間において、協力雇用主として3か月以上保護観察対象者等を雇用した者については5点とする。

2 測量、建設コンサルタント業務における令和2・3年度入札参加資格審査主観的評価項目の改正

	平成 30・31 年度	令和 2・3 年度
(1) 審査基準日の直近2営業年度の業種区分ごとの年間平均実績高	最大 90点	—
(2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額	最大 30点	—
(3) 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数	最大 150点	—
(4) 審査基準日までの営業年数	最大 30点	—
(5) 建築関係建設コンサルタント業務については、審査基準日における建築士事務所の構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の所属の状況	最大 10点	—
(6) 審査基準日における申請する業種に該当するISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ及びエコアクション21の認証取得の状況	最大 10点	—

(7) 審査基準日における障害者雇用の状況	最大 5点	—
(8) 審査基準日の直前の2年間に行ったインターンシップ受入れの実施の状況	最大 2点	—
(9) 審査基準日におけるこども安全協力の家の委嘱の状況	最大 2点	—
(10) ワーク・ライフ・バランス等推進の状況	最大 10点	最大 10点
(11) 消防団員の登録状況	最大 7点	—
(12) 直前5年度における指名停止等の状況	最大 10点	—
(13) 審査基準日における防災活動の状況	最大 2点	最大 4点に改正
(14) 若手技術者の雇用状況	最大 5点	—
(15) 永年勤続の状況	最大 5点	—
(16) 地域貢献の状況	—	最大 5点 (新規)
(17) 再犯の防止等への取組みの状況	—	最大 4点 (新規)
		11点増加

令和2・3年度入札参加資格審査では、(10) ワーク・ライフ・バランス等推進の状況、(13) 審査基準日における防災活動の状況を改正し、(16) 地域貢献の状況、(17) 再犯の防止等への取組みの状況を追加します。

(改正項目)

(10) ワーク・ライフ・バランス等推進の状況

→ 建設工事と同様に、まえばしウェルネス企業を加点対象に追加。

第4条第2項第10号に掲げる項目の点数は、別表第8の点数の欄に掲げる点数とし、えるぼし認定の区分、くるみん認定の区分、いきいきGカンパニー認証の区分において、複数該当する場合は高い得点とする。ただし、当該合計点数が10点を超える場合は10点とする。

別表第 8

評価項目	認定区分		配点案
ワーク・ライフ・バランス等の推進状況	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	行動計画	2点
		1段階目	3点
		2段階目	4点
		3段階目	5点
	次世代法に基づく認定(くるみん、プラチナくるみん認定企業)	くるみん	3点
		プラチナ	4点
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		4点
	いきいきGカンパニー認証制度	ベーシック	1点
		ゴールド	2点
	育児・介護休業法に沿った制度を就業規則(作成する義務のない者は独自のもの)に定め制度を活用している		2点
まえばしウエルネス企業登録		1点	

## (13) 審査基準日における防災活動の状況

→ 災害時における応急対策活動に関する協定と前橋市防災協力事業所登録について、それぞれ加点対象に改正。

第4条第2項第13号に掲げる項目の点数は、前橋市と「災害時における応急対策活動に関する協定」を締結している者は2点とする。さらに、前橋市防災協力事業所登録をしている者については2点とする。

## (新規追加項目)

## (16) 地域貢献の状況

→ 建設工事と同様に、ネーミングライツスポンサー企業を加点対象として追加します。

第4条第2項第16号に掲げる項目の点数は、前橋市と「ネーミングライツスポンサー企業」として契約している者については5点とする。

(17) 再犯の防止等への取組みの状況

→ 建設工事と同様に、再犯の防止等の推進に関する法律に則して、協力雇用主登録している者を新たに加点の対象として追加します。

第4条第2項第17号に掲げる項目の点数は、前橋保護観察所に協力雇用主として登録している者は2点とする。さらに、審査基準日直前の2年間に協力雇用主として3か月以上保護観察対象者等を雇用した者については2点を追加する。